

気候変動影響評価・適応小委員会の設置について（案）

令和 5 年 6 月 26 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として同部会に置かれている気候変動影響評価等小委員会を改組し、気候変動影響評価・適応小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価・適応小委員会は、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の規定に基づき、気候変動影響の評価や、同法の施行状況の検討及び検討結果に基づく所要の措置等について審議する。
3. 気候変動影響評価・適応小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。